

ニセコ町国民健康保険税条例の改正案について

令和8年(2026年)2月 税務課

1. 改正の目的

将来にわたって健全な国民健康保険制度の運営と被保険者の負担能力に応じた公平な保険税負担を両立するため、国民健康保険税の改正を行います。

なお、改正にあたっては、以下の理由に基づき行います。

(1) 国の方針に基づくもの

①【今回新規】子ども・子育て支援金納付金制度の新設（以下、「子ども支援分」と略します）：

「社会全体で子育てを支える」という理念のもと、子どもの有無にかかわらず、すべての世代で少子化対策を促進する財源を負担するために作られた新しい制度です。具体的には、国民健康保険を含むすべての医療保険（協会けんぽ、健康保険組合など）が徴収する医療保険料（税）に、国が少子化対策として行う「こども未来戦略『加速化プラン』」の財源分が上乗せされます。みなさんが「子ども支援分」として負担した金額は全て国に納付され、国では「加速化プラン」として妊婦さんや育児休業、育児中の短時間勤務の支援など、子育てしやすい社会を作る取り組みに活用されます。

なお、子ども支援分の負担額は他の区分と同様、前年所得に応じて年額630円～30,000円の範囲で計算されます。

②課税限度額の引き上げ：年間課税限度額が下表のとおり引き上げ。これにより、**限度額総額は年額4万円の増額**となります。

区分	医療分	後期分	介護分	【新設】子ども支援分	合計
現行制度	66万円	26万円	17万円	-	109万円
改正案	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
差額	1万円	0円	0円	3万円	4万円

③軽減対象枠の拡大：均等割と平等割を軽減する所得基準が下表のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られます。

区分	現行制度	改正案
5割軽減となる所得基準	30万5千円	31万円
2割軽減となる所得基準	56万円	57万円

(2) 令和12年度（2030年度）に国民健康保険の財政運営が市町村から北海道に完全移行することを見越し、全道統一の標準的な考え方に沿った税率への改正

これまで、市町村が個別に運営してきた国民健康保険制度ですが、人口の減少や少子高齢化などにより、市町村単独での運営は困難になりつつあります。そこでわが国では、都道府県を一単位とした国民健康保険制度へと移行することとなり、北海道では令和12年度（2030年度）に移行する予定です。

これまで市町村が個別に国保制度を運営していた時は市町村の事情を反映した個別の税（料）率で国民健康保険税（料）は計算されてきましたが、今後は北海道全体の状況による保険税（料）が賦課されることとなります。すでに本町では数年かけて段階的に北海道が示す標準的な税率への移行を進め、**令和5年度（2023年度）に標準的税率への移行を終えました**。今回も、北海道から示された税率に合わせるための改正を行います。

(3) 18歳未満の子どもにかかる国保税額的全額免除（ニセコ町独自の方針）

令和7年度（2025年度）から本町独自の取り組みとして、子育て支援の充実と子どもを扶養する世帯の経済的負担軽減のため、**18歳未満の子どもに係る国民健康保険税（均等割額）について全額免除を行っており、来年度もその取り組みを継続します**。

なお、免除の対象は世帯の所得の状況にかかわらず、国民健康保険の被保険者である18歳未満の子どもに対し一律で適用します。

2. 改正案の実施 令和8年度（2026年度）分の国民健康保険税から適用

3. 改正案に基づく区分ごとの税率の新旧対照表（上段が現行制度、下段が改正案（太字部分が改正箇所））

(1) 基本税率(所得軽減なし)

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				【新設】子ども・子育て支援金分				
		限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	
現行制度	一般世帯	66	8.00%	26,000	26	2.58%	9,400	9,600	17	1.98%	8,900	7,100	-	-	-	-		
	特定世帯（軽減1/2）																13,150	4,800
	特定継続世帯（軽減1/4）																19,725	7,200
改正案	一般世帯	67	7.89%	27,200	26	2.45%	9,000	8,900	17	1.99%	9,100	7,100	3	0.29%	1,100	1,000		
	特定世帯（軽減1/2）																13,400	4,450
	特定継続世帯（軽減1/4）																20,100	6,675

(2) 7割軽減（表記数値は軽減額）

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				【新設】子ども・子育て支援金分				
		限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	
現行制度	一般世帯	/	/	18,200	/	/	6,580	6,720	/	/	6,230	4,970	/	/	-	-		
	特定世帯（軽減1/2）																9,205	3,360
	特定継続世帯（軽減1/4）																13,808	5,040
改正案	一般世帯	/	/	19,040	/	/	6,300	6,230	/	/	6,370	4,970	/	/	770	700		
	特定世帯（軽減1/2）																9,380	3,115
	特定継続世帯（軽減1/4）																14,070	4,673

(3) 5割軽減（表記数値は軽減額）

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				【新設】子ども・子育て支援金分				
		限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	
現行制度	一般世帯	/	/	13,000	/	/	4,700	4,800	/	/	4,450	3,550	/	/	-	-		
	特定世帯（軽減1/2）																6,575	2,400
	特定継続世帯（軽減1/4）																9,863	3,600
改正案	一般世帯	/	/	13,600	/	/	4,500	4,450	/	/	4,550	3,550	/	/	550	500		
	特定世帯（軽減1/2）																6,700	2,225
	特定継続世帯（軽減1/4）																10,050	3,338

(4) 2割軽減（表記数値は軽減額）

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				【新設】子ども・子育て支援金分				
		限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	限度額 (万円)	応能割 所得割	応益割 均等割	応益割 平等割	
現行制度	一般世帯	/	/	5,200	/	/	1,880	1,920	/	/	1,780	1,420	/	/	-	-		
	特定世帯（軽減1/2）																2,630	960
	特定継続世帯（軽減1/4）																3,945	1,440
改正案	一般世帯	/	/	5,440	/	/	1,800	1,780	/	/	1,820	1,420	/	/	220	200		
	特定世帯（軽減1/2）																2,680	890
	特定継続世帯（軽減1/4）																4,020	1,335